3　第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一月を経過したときは、この限りでない。

第十二条第一項第三号イ中「この号」の下に「及び第四十七条第六号」を加え、同条第二項中「二月」の下に「（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

第十三条第二項中「を添付した届出書」を「及び次条の財産目録を添えて、その旨」に、「提出し」を「届け出」に改め、同条に次の一項を加える。

3　設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

第十四条中「主たる」を削る。

第十四条の八の次に次の一条を加える。

（社員総会の決議の省略）

第十四条の九　理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2　前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

第十六条第二項を削る。

第二十条第四号中「除く」の下に「。第四十七条第一号ハにおいて同じ」を加える。

第二十三条第一項中「遅滞なく」の下に「、変更後の役員名簿を添えて」を加える。

第二十五条第三項中「第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）並びに同項第八号及び第十四号に掲げる事項に係るもの（第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という。）を除く」を「第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る」に改め、同条第四項中「するときは」の下に「、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより」を加え、「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同条第五項中「及び」の下に「第三項並びに」を加え、同条第六項中「軽微な事項に係る定款の変更」を「定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）」に改め、「ときは」の下に「、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより」を、「遅滞なく」の下に「、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、」を加え、同条に次の一項を加える。

7　特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条第二項中「設立後当該書類が作成されるまでの間は」の下に「第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び」を、「合併後当該書類が作成されるまでの間は」の下に「第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び」を加える。

第二十七条第三号中「財産目録、貸借対照表及び収支計算書」を「計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録」に、「収支」を「活動に係る事業の実績」に、「明りょう」を「明瞭」に改める。

第二十八条第一項中「内閣府令」を「都道府県又は指定都市の条例」に、「財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次項、次条及び第四十三条第一項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿」を「計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿」に、「社員」を「前事業年度の末日における社員」に、「次項、次条及び第四十三条第一項において「役員名簿等」」を「以下「事業報告書等」」に、「主たる」を「その」に改め、同条第二項中「事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録。次条第二項において同じ。）、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し（次条及び第四十三条第一項において「定款等」という。）」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一　事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二　役員名簿

三　定款等

第二十八条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

第二十九条の見出し中「及び公開」を削り、同条第一項中「内閣府令」を「都道府県又は指定都市の条例」に改め、「、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）」を削り、同条第二項を削る。

第三十条を次のように改める。

（事業報告書等の公開）

第三十条　所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第三十一条の十第一項中「その就任の日から二月以内に、少なくとも三回の」を「特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、」に改める。

第三十五条第一項中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に改め、「主たる」を削る。

第三十九条第二項中「第十三条第二項」の下に「及び第十四条」を加え、「、前項」を「前項」に改め、「ついて」の下に「、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ」を加える。

第四十一条第一項中「、特定非営利活動法人」の下に「認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「書面を」の下に「、あらかじめ」を加える。

第四十三条第一項中「前条の」の下に「規定による」を加え、「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、「、役員名簿等又は定款等」を削り、同条第二項中「前条の」及び「同条の」の下に「規定による」を加える。

第四十三条の二中「所轄庁が内閣総理大臣である場合にあっては警察庁長官、都道府県知事である場合にあっては」及び「（次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。）」を削る。

第四十三条の三中「警察庁長官又は警察本部長」を「警視総監又は道府県警察本部長」に改める。

第二章第六節を削る。

第五十条を第八十一条とする。